

## 入札説明書

平成16年11月9日三重県公報に公告の本入札に参加される方は、次の事項を十分ご理解頂いた上、入札に参加してください。

### 1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名：三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務（以下、「本件」という。）
- (2) 委託期間：契約の日から平成17年8月31日まで
- (3) 成果物の納入場所等：尾鷲市、海山町及び紀伊長島町地内で本県が指定する場所とし、委託期限の約1ヶ月前から県の指示により随時納品することとします。

### 2 入札参加者の資格に関する事項

#### (1) 単独企業での参加の場合

入札に参加を希望する者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」という。)第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、競争入札参加資格申請書(物件の買入れ等)を平成16年11月22日(月)までに三重県出納局出納総務室に提出し登録の手続きを行ってください。
- (ウ) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (エ) 入札参加資格確認申請時及び入札時において、三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (オ) 本件に係る特記仕様書等の作成に携わった者でないこと。
- (カ) 既に本件の入札参加資格確認申請を行った者又は共同企業体の構成員でないこと。

#### (2) 共同企業体(自主結成とします。)での参加の場合

入札に参加を希望する者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- (ア) 参考様式1に準じた共同企業体協定書を締結している者であること。
- (イ) 構成員のすべてが(1)の(ア)から(カ)のすべてに該当していること。(共同企業体それぞれが、(1)の(イ)の入札参加資格者名簿に登録されている必要はありません。)
- (ウ) 当該共同企業体の代表構成員は、構成員の中で出資比率が最も大きい者であること。

### 3 入札参加者に求められる義務（事前提出書類）

入札の参加希望者は、次の（１）から（５）に示す書類を平成16年11月22日（月）の午後5時までに三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクトに提出してください。（書類提出受付は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までです。）

共同企業体で参加しようとする者は、（２）（３）及び（５）に示す書類をすべての構成員について提出してください。提出された書類に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがあります。提出された書類について、本県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。提出された書類に基づき入札参加資格を確認し、その結果については、平成16年12月1日（水）までに別途書面で通知します。

資格確認の結果に不服がある場合は、その結果を知った日から7日以内にその結果について本県に説明を求めることができます。

また、平成16年11月22日（月）の午後5時までであれば何度でも次の（１）から（５）に示す書類を提出することができます。

なお、平成16年11月22日（月）の午後5時までに次の（１）から（５）に示す書類の提出がなかった場合、本県が入札参加資格を確認できなかった場合及び本県が入札参加資格を確認した後、当該入札参加希望者が入札参加資格を失うこととなった場合は、入札への参加は認められません。

- （１）入札参加資格確認申請書兼施行令第167条の4の規定に該当しない者であることの誓約書（別紙様式1）
- （２）過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。） 県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（別紙様式2）
- （３）納税確認（証明）書
  - （ア）三重県内に本社支社営業所等を有する者にあつては、所管県税事務所が入札日の前6ヶ月以内に発行したすべての県税についての「納税確認書」又はその写し
  - （イ）所管税務署が入札日の前6ヶ月以内に発行した消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のない証明用）」又はその写し
- （４）共同企業体で参加しようとする者は、参考様式1に準じた共同企業体協定書
- （５）参考資料
  - （ア）法人案内等（パンフレット等）
  - （イ）三重県出納局に提出した「競争入札参加資格審査申請書（物件の買入れ等）（その1）」の写し（現に登録のない者で平成16年11月22日までに登録申請を行った者のみ）

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時： 平成16年12月6日(月) 午後1時30分
- (2) 場 所： 三重県津市栄町891番地  
三重県吉田山会館 3階 303会議室

郵送による場合は、平成16年12月3日(金)午後5時までに三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクトに必着とします。提出は、書留郵便によることとし、封筒に『三重県熊野古道センター(仮称)構造用木材委託生産業務』入札書(提案書等)在中』と朱書きしてください。

#### 5 入札方法等について

- (1) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (2) その他入札方法等に関する事項は別紙「入札に際しての注意事項」によるものとします。

#### 6 入札金額について

- (1) 本件の入札金額は、本件の履行にかかる一切の経費を見積もってください。
- (2) 本件の入札金額は、入札金額に100分の105を乗じた額が、本県の予定価格の範囲内であることが必須です。

#### 7 提案書等に関する事項

本総合評価一般競争入札は、本件に関し、特記仕様書等に基づき入札者より提案を求めるものです。入札書と同時に提案書等を提出してください。

いったん提出いただいた提案書等については、原則修正、差し替え等は認めません。提案書等の内容において、2通り以上に解釈できるものについては、本県の解釈によるものとします。

- (1) 提案書等提出の日時及び場所  
4の(1)及び(2)に同じ
- (2) 提案書等の記載内容  
提案書等の記載内容・要領については、「提案書記載要領」(資料3)に基づくこととします。
- (3) 提出書類  
提案書等については、以下のものを必要部数作成すること。また各々電子媒体で1セット作成すること。
  - ア 提案書(正本1部、副本13部)
  - イ 付属資料(付属する書類がある場合は14部)
- (4) 提案書等の作成及び提出に要する費用  
すべて提案者の負担とします。

#### (5) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の特記仕様書を基に作成します。なお、採用された提案書等に記載されている事項に基づき、本県の判断により契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがあります。ただし、本県はあくまでも特記仕様書等に示した業務を漏れなく実施することが目的ですので、採用された提案書等に記載された追加、変更又は削除、あるいは記載漏れは、それが本県にとって有益と判断される場合のみ契約書に添付する仕様書に反映します。

#### (6) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。

ただし、提出された提案書等は、すべて「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。提出された提案書等において企業秘密に該当する部分については、その旨を明記しておいてください。提案書等は一切返却しません。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととします。

### 8 落札者の決定方法等に関する事項

#### (1) 業者選定委員会における審査

本件に係る委託業者を決定するにあたり、公募した提案書等を公正に審査し、落札者の決定を審議するため、『三重県熊野古道センター(仮称)構造用木材委託生産に係る請負業者選定委員会』を設置します。

#### (2) 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(資料4)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本県にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、原則として、総得点の最も高い者を落札者とします。

##### ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」(資料4)に基づき提案内容の評価し、「業務評価点」を与えます。

##### イ 入札価格の評価

入札価格については、「落札者決定基準」(資料4)に基づき、入札価格に対する点数(以下、「価格評価点」という)を与えます。

##### ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「業務評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札者とします。

合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）

入札者それぞれの「業務評価点」、「価格評価点」が異なる場合  
「業務評価点」が高い者を落札者とします。

入札者それぞれの「業務評価点」、「価格評価点」が同じ場合  
「入札金額」が低い者を落札者とします。

なお、「入札金額」が同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

#### エ 指名停止への対応

入札の日から落札者決定までの間に三重県物件の買入れ等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又はその者を含む共同企業体は、落札者としません。

#### オ 総得点の最も高い者を落札者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合の対応

その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とします。

#### カ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行います。

#### (3) 落札者の公表等

落札者については、三重県公報に公告します。

入札の結果については、平成16年12月中旬頃に各入札者に書面により通知するとともに三重県ホームページに掲載します。

### 9 契約に関する事項

(1) 本件に関する委託契約書（案）を、資料5に添付します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約書は契約当事者数作成し、それぞれその1通を保有することとします。

(4) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の105に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載することとします。

(5) 契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とします。

## 10 その他

- (1) 監督及び検査は、契約条項に定めるところにより実施します。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 特記仕様書及び入札等に関する疑義、確認等は、平成16年11月24日(水)までに質疑応答表(別紙様式3)を三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト尾鷲市駐在に提出することにより行うこととします。(FAX、電子メール可)  
なお、回答については、平成16年12月1日(水)までに電子メール等により返信致します。  
電話による照会には応じません。  
また、疑義、確認等がなかった仕様書及び入札に関する事項についての解釈は、本県の解釈によるものとします。
- (4) 異議申し立ては、落札決定通知を受けた日から10日以内に行うものとします。
- (5) その他必要な事項は、規則によるものとします。

## 11 本件に関する事務を担当する部局

- (1) 事前提出書類の提出先並びに入札書及び提案書等の郵送先

〒 514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域振興部 東紀州活性化・地域特定プロジェクト

担当者：佐波(さなみ)

電話番号：059-224-2193

FAX番号：059-224-2418

- (2) 質疑応答表の送付先

〒 519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号

三重県地域振興部 東紀州活性化・地域特定プロジェクト 尾鷲市駐在

担当者：内田

電話番号：0597-23-3408

FAX番号：0597-23-3422

e-mail：kodo@pref.mie.jp

(参考)

## 地方自治法施行令(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 三重県会計規則(抜粋)

(物件関係競争入札参加資格審査申請等)

第六十条 物件関係に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(物件の買入れ等)(第四十七号様式)に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を提出した者について審査し、適格者と認めるときは、入札参加資格者名簿に登録してその者に登録済の通知をするものとする。

3 知事は、第一項の書類又は登録の有効期間若しくは申請の時期等を定めたときは、その都度公示するものとする。

(入札保証金の納付)

第六十八条 競争入札又はせり売りに加わろうとする者は、入札の際に、入札価格の百分の五以上(せり売りの場合は、契約担当者が定める額)の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

- 一 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債券

- 二 金融機関等が振り出した第十七条第四項に規定する地域を支払地とする小切手
  - 三 契約担当者が确实と認める金融機関等に対する定期預金債権
  - 四 契約担当者が确实と認める金融機関等の保証
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が确实と認める債券
- 3 第一項に規定する入札保証金を納付したときは、入札書に納付したことを証する書類を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 4 契約担当者は、第二項第三号の規定により定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 5 契約担当者は、第二項第四号の規定により金融機関等の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第七十条 契約担当者は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 入札者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - 二 競争入札に付する場合において、令第六十七條の五及び第六十七條の十一に規定する資格を有する者で過去二箇年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したも又はこれに準ずると認められるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 三 不用の決定をした物品を売払う場合において、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。
  - 四 競争入札に参加しようとする者が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体であるとき。
  - 五 予定価格が少額であり、かつ、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 契約担当者は、入札者が前項第一号の規定により入札保証保険契約を締結したときは、入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(契約保証金の納付)

第七十四条 契約の相手方となる者は、契約を締結する際に、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。
- 一 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債券
  - 二 金融機関等が振り出した第十七条第四項に規定する地域を支払地とする小切手

- 三 契約担当者が确实と認める金融機関等に対する定期預金債権
  - 四 契約担当者が确实と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が确实と認める債券
- 3 第一項に規定する契約保証金を納付したときは、契約書又は請書に納付したことを証する書類を添えて契約担当者に提出しなければならない。
  - 4 契約担当者は、第二項第三号の規定により定期預金債権を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
  - 5 契約担当者は、第二項第四号の規定により金融機関等又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。
  - 6 契約担当者は、契約金額において増減があつた場合は、その増減の割合に従つて契約保証金を増減することができる。

(契約保証金の納付の免除)

第七十五条 契約担当者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社又は金融機関等と工事履行保証契約を締結したとき。
  - 三 契約の相手方が過去二箇年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者である場合で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 四 契約の相手方があらかじめ契約担当者の承認を得て、确实な担保の提供をしたとき。
  - 五 物件を売払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払い代金を即納したとき。
  - 六 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 七 契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体であるとき。
  - 八 その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- 2 契約担当者は、契約の相手方が前項第一号の規定により履行保証保険契約を締結したときは、履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。
  - 3 契約担当者は、契約の相手方が第一項第二号の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

## 入札に際しての注意事項

- 1 入札者(代理人による入札の場合の代理人を含みます。以下同じ。)は、入札書に入札価格、入札者の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じ。)を記入し、押印のうえ封筒に封入し、投函してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名、押印は、署名をもって代えることができます。
- 2 代理人が入札する場合は、次により取り扱うものとします。
  - (1) 代理人が、入札者本人の住所、氏名が記載され、届出印による押印がある入札書により入札する場合は、委任状は必要としません。
  - (2) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書の投函前に委任状を提出してください。この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載のうえ右代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ押印してください。
- 3 開札は、入札者の立合いのうえ、入札後ただちに行います。
- 4 落札者となるべき者がいない場合は、ただちに再度入札を行うことがあります。この場合は、別途通知します。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札者がいない場合は入札を打ち切ります。なお、再度入札に付し、落札者がいない場合で、随意契約を行う場合は、原則として複数の者と協議します。
- 5 くじで落札者を決定する場合で、くじを引かない者がある場合は、その者に代わり入札事務に関係のない三重県職員がくじを引くものとします。
- 6 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
  - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
  - (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
  - (4) 入札に際して連合等の不正があったとき。
  - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が三重県会計規則第68条第1項に規定する額に満たないとき。
  - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
  - (7) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
  - (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 7 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。ただし、再度入札には参加できます。
  - (1) 金額又は重要な文字を訂正し、その訂正について訂正印が押されていない入札をしたとき。
  - (2) 住所、氏名又は押印を欠く入札をしたとき。
  - (3) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札をしたとき。
- 8 次に該当するときは、その者を失格とし、再度入札に参加できないものとします。
  - (1) 入札の執行を妨げたとき。
- 9 入札参加者は、入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、再度入札には参加できないものとしませんが、以後の取扱において不利益を受けることはありません。
- 10 契約担当者は、必要に応じ明細書の提出を求めることができます。
- 11 入札書に記載された金額に5%を加算した額(円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載してください。
- 12 入札保証金の納付を必要とするときは、入札価格の5/100以上の額を納付してください。
- 13 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反する行為を行ってはなりません。入札に際して連合等の不正行為があった場合は、上記6の(4)により入札を無効とし、契約締結後にあっては契約を解除する場合があります。

( 単独企業用 )

入 札 書 ( 物件関係用 )			
入 札 価 格	¥		
件 名	三重県熊野古道センター ( 仮称 ) 構造用木材委託生産業務		
履 行 期 限	契約の日から平成 1 7 年 8 月 3 1 日まで		
履 行 場 所	入札説明書 ( 特記仕様書 ) のとおり		
入 札 保 証 金			
内 訳			
品 目	詳 細	数 量	金 額
<p>上記金額で三重県会計規則 ( 昭和39年三重県規則第15号 ) 及び提示条件によって納入したいから入札します。</p> <p>平成 16 年    月    日</p> <p>三重県知事 様</p> <p>住所 入札者 氏名 印</p>			

(共同企業体用 その1)

入 札 書 (物件関係用)			
入 札 価 格	¥		
件 名	三重県熊野古道センター (仮称) 構造用木材委託生産業務		
履 行 期 限	契約の日からから平成17年8月31日まで		
履 行 場 所	入札説明書 (特記仕様書) のとおり		
入 札 保 証 金			
内 訳			
品 目	詳 細	数 量	金 額
<p>上記金額で三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 及び提示条件によって納入したいから入札します。</p> <p>平成 16 年     月     日</p> <p>三重県知事 様</p> <p style="text-align: center;">共同企業体 代表構成員</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">入札者 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

( 共同企業体用 その 2 )

## 委 任 状

私は、 共同企業体代表構成員 株式会社代表取締役 を以って代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

- 1 三重県発注の『三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務』に係る入札に関する一切の権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

平成 年 月 日

### 共同企業体の名称

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

この委任状は、入札書（共同企業体用 その 1 ）と併せて提出のこと。

様式 1 ( 単独企業用 )

『三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務』に係る  
総合評価一般競争入札競争参加資格確認申請書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

『三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務』に係る総合評価一般競争入札に参加したいので、添付書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 添付書類

(1) 過去 2 年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書（別紙様式 2）

(2) 納税確認（証明）書

ア 三重県内に本社支社営業所等を有する者にあつては、所轄県税事務所が入札日の前 6 ヶ月以内に発行したすべての県税についての「納税確認書」又はその写し

イ 所轄税務署が入札日の前 6 ヶ月以内に発行した消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納の税額のないこと用）」又はその写し

(3) 参考資料

2 連絡先（担当者）

住所

所属

役職

氏名

電話

FAX

E-Mail

様式 1 ( 共同企業体用 )

『三重県熊野古道センター ( 仮称 ) 構造用木材委託生産業務』に係る  
総合評価一般競争入札競争参加資格確認申請書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 様

共同企業体の名称

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

『三重県熊野古道センター ( 仮称 ) 構造用木材委託生産業務』に係る総合評価一般競争入札に参加したいので、添付書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 添付書類

- (1) 過去 2 年間に国 ( 公社、公団及び独立行政法人を含む。 ) 県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書 ( 別紙様式 2 )
- (2) 納税確認 ( 証明 ) 書
  - ア 三重県内に本社支社営業所等を有する者にあつては、所轄県税事務所が入札日の前 6 ヶ月以内に発行したすべての県税についての「納税確認書」又はその写し
  - イ 所轄税務署が入札日の前 6 ヶ月以内に発行した消費税及び地方消費税についての「納税証明書 ( その 3 未納の税額のないこと用 ) 」又はその写し
  - ウ 共同企業体協定書
- (3) 参考資料

2 連絡先（担当者）

住所

所属

役職

氏名

電話

FAX

E-Mail

( 様式 2 )

実績証明書

	委託業務名	項目名	詳細	数量	単価	金額	摘要
実績 1							契約の内容
							契約相手方
							契約年月日
							納入年月日
						契 約 金 額	
実績 2							契約の内容
							契約相手方
							契約年月日
							納入年月日
						契 約 金 額	
実績 3							契約の内容
							契約相手方
							契約年月日
							納入年月日
						契 約 金 額	

	委託業務名	項目名	詳細	数量	単価	金額	摘要
実績 4							契約の内容 契約相手方 契約年月日 納入年月日 契約金額
実績 5							契約の内容 契約相手方 契約年月日 納入年月日 契約金額

上記契約を締結し、履行したことを証明します。

平成 年 月 日

三重県知事 様

入札参加者 社名

代表者

印

入札参加資格者名簿登録番号 第

号

過去2年間の間に国（公社・公団・独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績を記載してください。

(様式3)

会社名 \_\_\_\_\_  
担当部門 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_  
E-Mail アドレス \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

質疑応答表

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容
1					
2					
3					
4					
5					

(参考様式1)

## 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 三重県発注の 業務委託(以下「業務委託」という。)に関わる事業。
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 県 市 町 番地 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、業務委託の委託契約の終了後6箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務委託を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、 県 市 町 番地 株式会社代表取締役 を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、三重県及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金(出来高払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 当企業体を使用する印鑑は、代表構成員が三重県の入札参加資格者名簿に登録している印鑑とする。

( 構成員の出資の割合 )

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について三重県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役 %

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役 %

県 市 町 番地  
株式会社  
代表取締役 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

( 企業体の編成 )

第 8 条の 2 当企業体の編成は、別紙のとおりとする。

( 構成員の業務分担 )

第 8 条の 3 当企業体が事業を実施するに際し、各構成員の業務分担を次のとおりとする。

- ( 1 ) に関する一切の業務 株式会社代表取締役
- ( 2 ) に関する一切の業務 株式会社代表取締役
- ( 3 ) に関する一切の業務 株式会社代表取締役
- ( 4 ) その他一切の業務 株式会社代表取締役

2 各業務を分担する各構成員は、自らの責任において誠実に業務を履行しなければならない。

( 運営委員会 )

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに事業の実施の基本に関する事項、資金管理方法、外部委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、事業の実施に当たるものとする。

( 構成員の責任 )

第 10 条 各構成員は、業務委託の委託契約の履行及び外部委託契約その他の事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員は、自らが分担する業務以外の業務についても、三重県に対し、連帯して責任を負うものとする。

( 取引金融機関 )

第 11 条 当共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口座によって取引するものとする。

( 決算 )

第 12 条 当企業体は、業務委託の単位ごと当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(事業途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、三重県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
- 6 脱退構成員が第8条の2に基づき分担していた業務については、速やかに運営委員会において新たに担当する構成員を定め、三重県に通知することとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び三重県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第6項までを準用する。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第6項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条の2 代表構成員が脱退若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び三重県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員としなければならない。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同してその責に

任ずるものとする。

2 第16条から第17条の規定により脱退等した構成員については、その者が関与した範囲において前項の規定を適用する。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社代表取締役 外 社は、上記のとおり、 共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、三重県へ1通提出するものとする。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

(注) 代表者以外の者が構成員となる場合においては、代表者から本協定書締結に関する一切の権限を委任されたことを証明する書類を添付すること。

(別紙)

## 共同企業体編成表

共同企業体運営委員会	氏名	会社名
	委員長 委員 委員	

  

共同企業体事務所 所長	氏名	会社名

  

工務長	氏名	会社名

事務長	氏名	会社名

  

監理技術者			資格	備考
氏名		会社名		
主任技術者				
氏名		会社名		